

第三者評価結果

事業所名：神奈川県立子ども自立支援センターきらり 第二課 ひばり

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>「神奈川県立子ども自立生活支援センター職員倫理綱領」を策定し、人権や自己決定の尊重、生活空間及び教育、社会参加の保障など権利擁護の指針を明確化しています。また、苦情対応や職員の意識のあり方についても明文化し、全職員の周知徹底と理解浸透に努めています。子どもの支援にあたっては、アセスメントを通じて子どもの特性や個々の意向の把握に努めるほか、子どもの趣味趣向から長所に着目し、個性や特長を伸ばす関わりを行っています。絵画や創作等の活動をはじめ、鉄道や釣りなど個人の趣味活動を尊重するほか、通学先の校則の範囲内で、保護者の意向も尊重しながら衣服や髪型の自由を認めています。日常会話や面談等で個別に生活のあり方を話し合い、フロアごとに子ども会を開催して、子ども同士でルールを話し合う機会も設けています。職員は、日常場面を通じてお互いの苦手なこと・嫌なことなどを話し合い、交流を通じて相互理解を深め、支え合う関係性を構築できるよう働きかけを行っています。個別支援計画にも子どもの意見を取り入れ、支援目標に位置付けています。全職員を対象に「自己点検チェックリスト」を用いて毎月定期的に自身の行動を振り返る体制を構築し、組織全体で権利擁護の意識醸成に努めています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>「子どもを権利の主体者と捉え、その権利を擁護すること」を基本理念に掲げ、センター全体で権利擁護を推進しています。職員の倫理綱領を策定し全職員に周知するほか、人権擁護委員会を設置して、子どもの権利擁護と虐待防止に向けた取り組みを行っています。子ども全員が参加する「人権集会」を毎年開催するとともに、子ども会やフロア・ユニットごとの話し合いの機会等を通じて、権利の保障と意思の尊重について分かりやすく説明しています。虐待防止マニュアルに基づき、虐待の定義や防止に向けた支援体制、環境整備等について職員教育を行うほか、全職員を対象に「日常点検チェック」を毎月実施して、相互に確認する体制を整備しています。身体拘束を行う際は、身体拘束適正化検討委員会を開催して実施可否を審議するとともに、身体拘束取扱要領に基づき適正かつ最小限とし、県担当課への届出・報告手順等も明確化するなど、組織全体で対応を統一化しています。なお、2021年度の「身体拘束Q&A事例集」の策定を機に身体拘束取扱要領の見直しを行い、今後さらなる適正な運用を目指すこととしています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢や成長過程に合わせて、基本的な生活習慣の獲得を促すとともに、掃除や片づけ、整理整頓など身の自己管理が出来るよう支援しています。また、施設の集団生活を通じて、社会性や協調性を身に付け、地域や学校生活に適應できるよう支援しています。釣りやスポーツ観戦など、利用者の趣味活動に職員が同伴して外出し、併せて公共交通機関の利用方法や金融機関のATMの操作を説明するなど、子どもが社会経験を積み、生活スキルを高めることが出来るよう支援しています。お金の管理方法も、子どもの年齢等に合わせて一緒に相談しながら使い道や金額等のルールを個別に設定し、子どもの主体性を尊重して、適切に金銭管理できるよう支援しています。近隣店舗や公共機関等に予め協力を依頼し、現金での買い物や、障害手帳を提示して費用減免を受けるなど、実生活に活用できる体験機会も随時設定しています。</p>	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>センターの基本方針に「子どもの人権擁護と主体的な意思決定に配慮し、心身の健全な成長・発達と自立・社会参加を目指す支援を行う」ことを明示し、子ども一人ひとりの特性に応じたコミュニケーション方法を育み、より豊かに表現するための支援を行っています。児童相談所や保護者等から子どもの詳細な情報を聴取し、日常場面を通じて子どもの表情や行動、反応等を観察して意向把握を実施するほか、意思疎通が難しいケースに対しては、分かりやすい言葉かけやジェスチャーを交えた説明も行っています。写真やイラストを貼付したカードの活用や、Yes/Noなど選択肢を提示して選べるようにするなど、子どもの思いをより正確に理解できるよう配慮しています。子どもの支援内容は、心理職や各種療法士等を交え、多面的な視点から検討するとともに、特有の意思表示のサインやキーワードは、施設及び保護者等、児童相談所などの関係機関の間で相互に情報を共有し、一貫した対応に努めています。障害の状況に応じて補聴器等の機器も導入・活用しています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年度運営計画に「子ども主体の支援」をテーマに掲げ、子どもの年齢や居住フロア・ユニットに関わらず、「子ども中心の支援計画の作成」と「子どもの意思を反映した日常生活支援を実践する」ことを明示し、職員間で認識を共有し、施設全体で取り組みを推進しています。また、子どもの年齢や発達段階を踏まえ、信頼関係の形成にも配慮し、担当職員と一緒に過ごす時間を設けるとともに、個別面談も定期的実施して、相互の絆を深めるための関わりを行っています。日常場面の関わりを通じて、随時子どもの話を傾聴するほか、相談等の希望がある場合は、個別に面談を実施して意見を聴取し、子ども一人ひとりの意向把握に努めています。子どもの意見は個人記録に記載し、職員間で情報共有を行うほか、サービス管理責任者でもあるフロアリーダーと認識を共有して支援計画の内容に反映し、支援全体の調整も行っていきます。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 個別支援計画を作成し、生活面や家族との関わり、各々の障害特性に応じた具体的な支援内容等を明確化して、職員間で共有し支援を行っています。また、子どもの意向・要望に沿って日中活動の支援内容も記載し、個々の生活スキルの向上とともに、趣味活動を通じ個性・長所を伸ばす関わりにも力を入れています。新型コロナ感染防止に配慮し、集団でのレク活動は休止していますが、博物館等の公共施設の利用やスポーツ観戦、魚釣りや鉄道の利用など、子どもの個別活動に職員が同伴外出してサポートを行い、各々が充実した余暇を過ごせるよう支援しています。 自立支援課を中心に「きらり☆地域～まち～とつながるプロジェクト」を立ち上げ、地域のNPO団体やボランティアとの交流活動を推進しています。農作物の栽培・収穫体験や、地域の商店が毎月1回来訪して施設内で開催する「出張駄菓子屋」、理容ボランティアによる散髪など、様々な機会を通じて地域住民と交流しています。地域の「まちぐるみ大清掃」にもセンター全体で参加しています。子どもの成長・発達に伴い、公共の交通機関や金融機関の利用など、様々な生活関連サービスの活用を支援計画の内容に盛り込み支援を実施するなど、自立・地域生活の移行を想定した対応も行っています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 施設では、強度行動障害など他施設での受け入れが難しいケースの積極的な受け入れを推進し、子どもの発達や障害、被虐待児の理解など様々な研修を開催して、適切な支援を行うことが出来るよう体制整備を図っています。また、年度運営計画の中に「発達障害・行動障害支援計画」を明示し、専門機能を活かし個別性に配慮した支援を行うことを基本方針に掲げています。入所中の子どもをはじめ、在宅のケースに対しても、一時保護や短期入所等の受け入れを通じて支援のあり方を検討し、各々の家庭や関係機関にフィードバックするなど、安定的な地域生活の維持・継続に向け支援しています。支援の内容は、保護者等からの聴き取りや日々の関わりを基に詳細なアセスメントを実施するほか、支援担当者会議を開催して医師や心理職、各療法士など専門的職の意見を踏まえて課題行動の発生要因の分析と対策を協議し、個別支援の実践の積み重ねを通じて、一人ひとりに適した支援方法の定着化を図る取り組みを行っています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 施設の食事は管理課の栄養士が献立を作成し、委託業者が施設内の厨房設備で調理して適時・適温で提供しています。子どもの心身の健全な成長・発達に必要な、栄養豊富で美味しい食事の提供に努めるほか、子どもの誕生日や季節のイベントに合わせて、ケーキや特別メニューの提供も行っています。また、調理室前に大型の窓ガラスを設置し、調理風景を眺めたり調理員と交流できるようにしたほか、メニューのリクエスト用意見箱を設置するなど、食をより楽しむことができるよう、様々な工夫を取り入れています。入浴・排泄介助は、女性職員が幼児の対応を行う場合を除き、原則として同性介助を行うこととしています。子どもの状況に応じて移動の支援を実施するとともに、理学療法士や作業療法士の助言等に基づいて機能回復・改善を図る関わりも行っています。一方、衣類の購入は子どもの好みを聴取して職員が代理購入していますが、子ども自身が選択し購入できる機会の確保が望まれます。また、入浴は個浴で毎日可能となっていますが、子どものヒアリングからは、浴室内の清潔さを保つための配慮・工夫を求める意見が聞かれています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもの居室は全室個室で、ベッドとLED照明、ルームエアコンを設置しています。スペースの許容範囲内で私物の持ち込みを可能としているほか、子ども会議や個別面談を通じて子どもと生活環境について話し合うなど、より快適な環境の整備に努めています。居住スペースは、各フロアに7名の小規模ユニットを2基配置し、各ユニットにキッチンと食堂、リビングのほか、ボールやボードゲーム等の遊具があるプレイルーム（多目的室）とクールダウンスペース（観察室）を設置しています。センターの共有部分は清掃業者に委託し毎日清掃を実施するほか、各フロアは職員がユニット内の清掃を毎日行っています。センター内の随所に手指消毒用アルコールを設置し、手すりなどの消毒も随時実施して、感染防止と生活環境の清潔保持に努めています。季節等の状況に応じて空気清浄機や加湿器も設置しています。なお、1階のユニットおよび居室は、行動障害のある子どもの受け入れを想定し、より安全性の高い素材やレイアウトを採用していますが、一部に壁紙の剥がれ等の損傷が散見されるなど、居住空間の快適性と耐久性のバランスを今後の課題と捉えています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント>	
<p>身体的・心理的課題のある子どもに対し、各種療法士等の専門的助言に基づく機能回復・向上のための支援を行っています。年度の運営計画に「心身機能支援計画」を明示し、総合療育相談センターから、年間スケジュールに沿って理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の巡回指導を定期的に受け入れるほか、各専門職の意見を個別支援計画の内容に反映し、移動や食事など様々な日常場面に適用して、機能訓練や生活訓練を実施しています。補装具の装着や使いやすい食具の導入、椅子の高さ調整等をはじめ、子どもの移動のしやすさに配慮した動線の確保や、ピクチャーカードの活用など、子どもの特性に合わせた設備・環境の整備を図っています。個別支援計画は6か月ごとに見直しを行い、モニタリング結果を各療法士と共有して、内容の修正や更新を行っています。また、フロア職員が巡回指導の内容を適切に実践できるよう、理学療法・作業療法の研修会も定期的に開催しています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント>	
<p>健康管理マニュアルを策定し、利用者の健康管理と医療的ケアの対応手順を明確化しています。毎朝検温を実施して施設内感染防止に努めるとともに、各種チェック表を用いて食事摂取及び睡眠・排泄等の状況を個別に確認し、職員間で情報共有しています。センター内の診療所（医務課）に小児科医・児童精神科医が常駐し、必要時は医師や看護師に連絡して対応指示を得るとともに、随時診療が可能な体制を確保しています。また、医務課の看護師が毎日各フロアを巡回し、直接利用者の健康状態を確認するほか、随時健康に関する助言や相談対応も実施しています。外部の医療機関に通院するケースに対しても、看護師や心理職、ケースワーカー等が先方の医療機関と随時連絡を取り合い、必要な対応を行っています。</p> <p>食事摂取・睡眠など規則正しい生活リズムの習慣化に向けた助言・指導を行うほか、こだわりや過敏性のある子どもに対し、より快適な環境整備を図る等、心身の安定化に向けた支援も実施しています。障害に関する職員研修を定期的に開催し、カンファレンスや実際の支援場面を通じて職員の個別指導も実施しています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<コメント>	
<p>安全管理体制実施要綱を定め、子どもの安全管理に関する方針とともに、所長以下管理監督者の責務を明確化しています。健康管理やアレルギー対応等のマニュアルを策定し、基本的な対応手順を明確化するとともに、個別対応が必要な子どもには、手順書を作成して対応の統一化を図っています。センター内に診療所（医務課）を設置し、小児科医・児童精神科医が常駐するほか、委託の皮膚科・歯科医師による診療が可能な体制を整備しています。処方薬は調剤薬局と連携して医務課の看護師が配薬を行い、各フロアで職員が与薬しています。処方薬の管理や与薬手順は健康管理マニュアル等で統一化し、複数職員でダブルチェックするなど、事故防止に努めています。医療的支援に関する基礎及び専門分野研修を開催するほか、ケースカンファレンスや実際の支援場面を通じて、職員の個別指導も行っています。新型コロナウイルス感染症対策は県のクラスター対策班と随時連携し、最新の情報に基づく対応を行っています。なお、子どもの医療的ケアは医務課の看護師が実施し、直接処遇職員は行わない方針としています。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>子どもの健やかな成長と自立した地域生活の実現に向け、地域交流や社会体験の機会を数多く設定しています。自立支援課を中心に「きりり☆地域～まち～とつながるプロジェクト」を立ち上げ、地域のNPO団体等の協力による農作物の栽培・収穫体験や、地域の商店が毎月来訪し開催する出張駄菓子屋、まちぐるみ大清掃への参加など、様々な場面で地域住民と交流しています。なお、子どもの趣味活動にも職員が同伴し、個別で外出支援を行っています。施設として今後さらなる充実化が必要と捉えています。</p> <p>入所児童は地域の特別支援学校や支援学級に学籍を置き、通学は学校の送迎バスと自主登校を基本に、通学ボランティアの導入や施設職員による個別の送迎等を行っています。学校への適応が難しい場合は、通学先と連携して登校時間や通学頻度を調整するなど、活動参加や意欲に配慮し柔軟に対応しています。学びなおしが必要な生徒に対し、通学先と連携して子どもの学力に応じた学習コースを設定するほか、関係団体主催の競技大会や発表会に参加するなど、子どもの個性や能力を引き出す取り組みも行っています。</p>	

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>間運営計画の「入退所調整計画」に子どもの円滑な地域移行の推進を明文化し、児童相談所や地域の関係機関等と連携しながら、子どもの意向に沿って自分らしい地域生活を実現できるよう支援しています。日常場面での関わりや個別面談等を通じて子どもの意見を聴取し、より正確な意向の把握に努めるほか、子どもの年齢や発達段階、理解の度合い等に応じて具体例や選択肢を示すなど、子どもが自分の将来像をイメージできるようにしています。日頃から県内全域の施設・グループホーム等の移行先の情報収集を行い、必要に応じて子どもにも状況を伝えるとともに、退所後の方針がある程度明確になったケースに対しては、随時見学や体験利用の調整を行っています。障害福祉制度等の申請手続きや成年後見制度の利用支援も実施しています。</p>	
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センターの年度運営方針の重点目標に「関係機関との連携強化」を掲げ、家族との情報共有の推進と家族が相談しやすい環境整備、養育支援に必要な情報提供に努めることを明文化しています。また、年度ごとに個別支援計画を策定し、家族との適切な関係継続と家族再統合への支援、役割・連携方法の整理を通じた支援の充実化を基本方針に明示しています。保護者・家族との交流は児童相談所の方針や子どもの意向に沿って、双方の関係性に配慮しながら実施することとしています。日々の子どもの状況は児童相談所を通じて保護者に連絡し、可能な場合は施設から直接保護者に連絡して、詳しい状況を説明しています。また、子ども・保護者の要望に基づき、子どもの写真や創作物の送付等を行っています。てんかん等の重積発作など、疾患・障害による急変が想定される子どもの対応は、医務課及び自立支援課、児童相談所等と事前に協議して、保護者や関係機関との連絡手順を明確化しています。保護者からの相談に随時対応し、必要に応じて自立支援課のケースワーカーや児童相談所等の関係機関と連携しています。可能なケースは面会や外泊を随時設定し、センターの相談室や親子宿泊室を活用するなど、子どもと保護者等の交流促進に努めています。</p>	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>心理判定及び発達検査等の結果や、児童相談所等の関係機関から得た基本情報に加え、センター内の医師や各種療法士などの各専門職による診療・評価の結果等を踏まえて、情緒面や運動機能、集団適応など子ども一人ひとりの状態把握を行っています。また、心身の機能改善やコミュニケーション力の向上など、個々の支援目標を明確化して個別支援計画に反映し、職員間で情報共有して支援にあたっています。日常場面を通じて掃除や調理等の基本的生活動作の習得に向けた支援を実施するほか、自立支援課の心理職が日中活動に関わる機会を多数設定し、スヌーズレンなど子どもの発達課題に応じた集団・個別のプログラムを実施して、各々の心身の活性化と発達課題に応じた対応を行っています。養護学校や特別支援学校、相談支援事業所等の関係機関とも随時連携し、必要に応じて往訪・来訪及び連絡調整を行うなど、相互に情報共有して支援しています。</p>	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	評価外
<コメント>	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	評価外
<コメント>	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	評価外
<コメント>	